

問 23 : 赴任先住居から帰省先住居へ移動する際、乗車していた電車が踏切事故で遅延したため、飛行機の最終便に乗り遅れ、移動日が勤務日の翌々日になってしまいました。この移動でケガをした場合、労災の適用になるのでしょうか。

【回答】

単身赴任者が行う赴任先住居から帰省先住居への移動中の災害が、通勤災害として認められるためには、就業との関連性が認められる必要があります、このため移動日については、原則として、勤務日当日又はその翌日に行われるものに限られています。

ただし、翌々日以後に行われた場合でも、交通機関の状況等（事故などによる遅延、交通マヒなど）の合理的な理由があるときに限って、就業との関連性が認められることになっています。

ご質問の場合、移動が翌々日になった理由が交通機関の状況により飛行機に乗り遅れたものであり、やむを得ない事由として、就業との関連性は認められることになるものと思われます。

（参考通達）

平成 18 年 3 月 31 日 基発第 0331042 号